

松江市告示第 号

松江市新製品新技術開発補助金交付要綱を次のように定める。

平成 23 年 3 月 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市新製品新技術開発補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市新製品新技術開発補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「発展型試作開発等助成事業」とは、公益財団法人しまね産業振興財団が、ものづくり関連の新たな事業分野への挑戦や新規受注開拓に向けた試作開発を行う企業又は組合に対して、当該財団が制定した発展型試作開発等助成金交付要綱に基づき助成する事業をいう。

(助成の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付の率、金額、補助対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市新製品新技術開発補助金
補助金交付の目的	新分野進出や新規受注のために新製品・新技術の開発を行う企業を支援することにより競争力のある製品・技術力を持つ企業の創出を図る。
交付の対象である事	市内企業が新分野進出や新規受注のために新製品や

業の内容	新技術の開発を行う事業（以下「補助事業」という。）
交付の率又は金額	発展型試作開発等助成事業による助成金の交付確定額の3分の1の額（千円未満切捨て）
補助対象者の範囲	松江市内に本社を有する製造分野に取り組む企業又は組合で、補助金の交付を申請する年度内に発展型試作開発等助成事業による助成を受けたもの。ただし、市税を滞納していないものに限る。
終期	平成28年3月31日

（交付の申請）

第4条 松江市補助金等交付規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 発展型試作開発等助成事業による助成金交付確定通知の写し
- (2) 補助事業の内容がわかるもの
- (3) 松江市の市税納税証明書

（状況調査）

第5条 補助金の交付を受けた企業又は組合は、補助事業完了後に、松江市の行う状況調査に協力しなければならない。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日より施行する。